くは債権、債権の管理に関する事務、各省各庁、各省各庁の長、現金出納職員、支払事務担当職員、履行延期の特約等、延滞金、延納利息又は国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号。以下「令」という。）第九条第一項第一号に規定する債権管理簿をいう。 2　［略］ **別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～5　略］ 6　財産貸付料及び使用料の類 ［公務員宿舎使用料債権～物件使用料債権　略］ 財産利用料債権 物件入場料債権 ［7～15　略］ ［二～四　略］	くは債権、債権の管理に関する事務、各省各庁、各省各庁の長、現金出納職員、支払事務担当職員、履行延期の特約等、延滞金、延納利息又は国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号。以下「令」という。）第九条第一項に規定する債権管理簿をいう。 2　［同上］ **別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～5　同上］ 6　財産貸付料及び使用料の類 ［公務員宿舎使用料債権～物件使用料債権　同上］ 財産利用料債権 ［7～15　同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年二月一日から施行する。